

数は力！ あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介下さい！

名古屋北部民商ニュース

発行：2015年3月2日(月)

No. 127

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

確定申告相談会がスタート！

2月21日(土)より、各支部において申告相談会がスタートを切りました。初日は楠支部の朝倉さん宅で、翌22日(日)は黒川・平安支部が民商事務所にて、西支部が枇杷島コミュニティセンターにて相談会が行われました。

楠支部の相談会場には、支部役員の森さん、朝倉さん、山田さんらが相談員として参加。平安・黒川支部の相談会場には、支部役員の井浪さん、加藤さん、大谷さんらが参加。また、黒川・平安支部の相談会場には共済会役員の和賀井さんも参加されました。

「商売はどう？」「相変わらずだよ」そんな会話から始まる申告相談会は終始にぎやかな雰囲気の中で行われました。会員さんが自主計算パンフに基づいて記入した申告書の下書きを、相談員が真剣なまなざしで確認。「復興特別所得税額が抜けているよ」「添付書類には生命保険の控除証明書のほかに、年金を支払った証明書も必要だよ」といったことをアドバイス。それを聞いた会員さんは「計算するのをすっかり忘れてた」「この書類も添付しないといけないなんて、知らなかった」と驚いた様子を見せました。相談員さんのアドバイスを聞きながら申告書を完成させた際には、「教えてくれてありがとう」「あとは3・13集会で民商のみんなと一緒に申告書を提出するだけだね」と笑顔で会場を後にしました。



楠支部 相談会場の様子



平安・黒川支部 相談会場の様子

紙上「遺言」講座 最終回 「将来を見越した遺言に」

遺言の講座は、今回で最終回です。今回は、遺言をより良いものにするために、将来を見越した書き方を伝授させていただきます。

たとえば、亡くなる10年前に遺言を書いていたという場合、亡くなるまでの間に、財産が増減することがあります。預貯金などはその典型でしょう。

「〇〇銀行の預金は長男に、××銀行の預金は次男に相続させる」などと書いても、現在と10年後で残高に大きな違いがあれば、遺言を書いた時の意思が実現できないかもしれません。

そこで、このような増減が心配されるものについては、「特定せずに」書くことをおすすめします。たとえば、「預貯金全体の6割を長男、4割を次男に相続させる」と書けば、その後増減があったとしても、全体についてどのような割合で相続させるかという意味は変わらず実現できます。

また、「配偶者に相続させる」と書いたとしても、自分より先に配偶者が亡くなってしまうというケースがあり得ます。

このようなことが起きると、配偶者に相続させるはずだった財産は、原則として他の相続人が話し合っ分ければなりません。それではせっかく遺言を書いた意味も失われてしまいます。

そのような事態を防ぐために、「配偶者が自分より先に亡くなった場合は、長男に相続させる」などと、代わりに誰に財産を渡すのか、あらかじめ決めておくとい良いでしょう。

遺言は、このように将来を見越した書き方をすることで、ぐっと良いものになります。

さて、私がこの欄を担当するのは、今回が最後となります。短い間ですが、ご愛読いただきありがとうございます。(次回以降は新山直行弁護士が担当します)



2015年3月 弁護士 鈴木哲郎(名古屋北法律事務所)

民商は、会員みなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。